



2024年4月11日

各 位

会社名 株式会社 乃村工藝社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 奥本 清孝
(コード番号 9716 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員 コーポレート本部長 前島 隆之
(TEL. 03-5962-1119)

取締役に対する報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬制度を改定すること（以下「本報酬制度改定」といいます。）について決議し、これらの改定に関する議案を2024年5月23日開催予定の第87回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本報酬制度改定の目的および条件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する本報酬制度改定は、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としております。そして、昨今の経済情勢等諸般の事情、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準に加え、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案して、報酬制度を、基本報酬、金銭による業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬および業績条件型譲渡制限付株式報酬に改めるとともに、従来報酬としていた基本報酬および譲渡制限付株式報酬制度については、報酬額を増額いたします。このほか、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度において業績条件を達成した際に交付する株式に譲渡制限を付す等の改定を行うものであります。

また、当社の監査等委員である取締役に対する本報酬制度改定は、高い専門性の下で監査・監督機能の強化を促進し、また、今後の経済情勢の変化に対応することを目的とし、金銭による基本報酬を増額するものであります。

なお、金銭による業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬および業績条件型譲渡制限付株式報酬については、その地位および役割を考慮して、監査等委員である取締役および社外取締役は対象としておりません。

本報酬制度改定は、当社の取締役に対する報酬に関する議案につき、本株主総会において株主の皆さまのご承認をいただくことを条件としております。

2. 本報酬制度改定後の取締役に対する報酬制度の概要

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する本報酬制度改定

① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本（1）において同じ。）の報酬等の額は、2022年5月26日開催の第85回定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とするとともに、現金による役員賞与の支給（ただし、業績条件付株式報酬制度にもとづく現金支給を除く。）は行わない旨、ご承認いただいております。本報酬制度改定の目的を踏まえ、新たに金銭による業績連動報酬を追加し、当社の取締役の基本報酬の総額を、年額370百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）とし、金銭による業績連動報酬の総額を、年額80百万円以内といたします。

金銭による業績連動報酬は、当社グループへの業績向上への貢献意識を高め、多角的な視点をもった業績へのコミットメントを促進するため、連結受注高、連結営業利益額、親会社株主に帰属する当期純利益の額等の当社の取締役会が定める指標とし、基準となる金額については役位別に算出し、指名・報酬委員会

による審議を経て取締役会で決議して支給する予定です。

- ② 当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度および業績条件付株式報酬制度に係る報酬は、2022年5月26日開催の第85回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬については年額50百万円以内（年10万株以内）、業績条件付株式報酬については年額100百万円以内（年20万株以内）としてご承認いただいております。本報酬制度改定の目的を踏まえ、上記①の金銭に関する報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬については年額60百万円以内（年12万株以内）、業績条件付株式報酬については業績条件型譲渡制限付株式報酬に制度を改めたうえで年額100百万円以内（年20万株以内）といたします。

譲渡制限付株式報酬制度にもとづいて交付される譲渡制限付株式の内容は、2022年5月26日開催の第85回定時株主総会においてご承認いただいたものから変更はございません。

業績条件型譲渡制限付株式報酬において定める業績目標は、利益の状況を示す指標（連結ROEなど）、株式の市場価格の状況を示す指標（TSRなど）、売上高の状況を示す指標、その他当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものとし、また、これにより交付を受ける株式会社には、以下のような内容を定めることといたします。

- ア 取締役は、交付された株式について、当該株式の交付日から、対象取締役が当社の取締役その他当社の定めるいずれの地位も退任する日までの間、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならないこと
- イ 取締役による、法令、社内規則または割当契約の違反その他の理由により、当社が当該株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は当該株式を無償で取得すること
- ウ 上記定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること

（2）当社の監査等委員である取締役に対する本報酬制度改定

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2022年5月26日開催の第85回定時株主総会において、年額60百万円以内としてご承認いただき現在に至っております。本報酬制度改定の目的を踏まえ、当社の監査等委員である取締役に対する基本報酬の額は、年額80百万円以内といたします。

以 上